

甲州市空き家情報バンク制度要綱

平成18年12月26日

告示第91号

改正 令和7年3月31日 告示第70号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市における空き家の有効活用を通して甲州市民と都市住民との交流の拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物（当該建物を利用するにあたり必要となる一体的な土地及び当該建物が除却されている場合の当該建物と一体的に利用されていた土地を含む。）をいう。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク この要綱の定めるところにより、空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を公開し、市内へ定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し紹介を行う仕組みをいう。

(空き家バンク以外の取引との関係)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家情報バンク登録台帳に登録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク登録完了書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家について、空き家バンクによることが適当と認めるときは、当該所有者等に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定により登録完了の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）に登録事項の変更内容を記載した空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（空き家バンクの登録の抹消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンク登録台帳の当該空き家に関する登録を抹消し、空き家情報バンク登録抹消通知書（様式第4号）により当該登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録の抹消を受けた者は、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録をすることができる。

- （1） 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- （2） 当該空き家が登録された日から2年が経過したとき。
- （3） 当該登録者から空き家情報バンク登録抹消届出書（様式第5号）が市長に提出されたとき。

（登録空き家情報の公開等）

第7条 第4条第2項の規定により登録した空き家に関する情報（以下この条において「登録空き家情報」という。）の一部は、市のホームページ及び広報により公開する。

- 2 前項の規定により公開する登録空き家情報の範囲は、次のとおりと

する。

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸又は売却の別
- (3) 住所地（字まで）
- (4) 希望価格
- (5) 概要
- (6) 利用状況
- (7) 設備状況
- (8) 主要施設等までの距離
- (9) 位置図及び間取り図
- (10) 写真

3 市長は、登録空き家情報について、第9条第2項の規定による利用希望者から提供の申込みがある場合には、当該利用希望者に対しその提供を行うものとする。

（利用希望者の要件）

第8条 空き家バンクにより空き家を利用しようとする利用希望者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、甲州市の自然環境、生活環境等に対する理解を深め、よき地域住民として生活できると思われる者
- (2) その他市長が適当と認めた者

（利用希望の申込み及び通知）

第9条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、空き家情報バンク利用申込書（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）に希望物件の番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行うものがあるときは、そのものに対しても、通知するものとする。

る。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第10条 市長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、所有者等の希望により当該空き家に関する交渉及び売買又は賃貸借等の契約について、（社）山梨県宅地建物取引業協会への媒介をあっせんできるものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 登録者及び利用希望者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- （1） 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと
 - （2） 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること
 - （3） 空き家バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと
 - （4） 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならないこと
 - （5） 個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと
- （その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月26日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第70号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。